毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示
○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件　四七七
○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件　四七七
○県営土地改良事業計画を変更した件　四七八
○保安林の指定をする件　四七八
○保安林の指定施業要件を変更する件　四七八
○道路の区域を変更する件　四七九
○道路の占用を制限する区域を指定する件　四七九

告示

福島県告示第六百五十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和八年十月二十一日救急病院として認定した。

令和八年十月二十七日

福島県知事　内堀　雅雄

名称	所在地
福島県厚生農業協同組合連合会塙厚生病院	東白川郡塙町大字塙字大町一丁目五番地

認定有効期限　令和一一年一〇月二〇日

（地域医療課）

福島県告示第六百五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和八年十月二十七日から令和九年二月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び相馬市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年十月二十七日

福島県知事　内堀　雅雄

一　大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）イオン相馬店　福島県相馬市馬場野字雨田八十八番ほか

二　大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1　大規模小売店舗を設置する者

名称　イオン東北株式会社

代表者の氏名　代表取締役　西垣　幸則

住所　秋田県秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

名称　株式会社　和久

代表者の氏名　代表取締役　原田　英俊

住所　福島県相馬市馬場野字雨田五十一番地

2　大規模小売店舗において小売業を行う者

名称　イオン東北株式会社

代表者の氏名　代表取締役　西垣　幸則

住所　秋田県秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

名称　株式会社メディアステーション

代表者の氏名　代表取締役　鈴木　善正

住所　宮城県仙台市青葉区中央一丁目三番一号

ほかの小売業者は未定

三　大規模小売店舗の新設をする日

令和九年六月十四日

四　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

五千八百二平方メートル

五　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1　駐車場の位置及び収容台数

(一)　位置　別紙図面のとおり

(二)　収容台数　三百四十三台

2　駐輪場の位置及び収容台数

(一)　位置　別紙図面のとおり

(二)　収容台数　百六十六台

3　荷さばき施設の位置及び面積

(一)　位置　別紙図面のとおり

(二)　面積　二百四十七平方メートル

4　廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一)　位置　別紙図面のとおり

(二)　容量　三十四立方メートル

六　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

㈠　イオン東北株式会社

二十四時間

㈡　株式会社メディアステーション

開店時刻　午前十時

閉店時刻　午後七時

2　来客が駐車場を利用することができる時間帯

二十四時間

3　駐車場の自動車の出入口の数及び位置

㈠　数　三箇所

㈡　位置　別紙図面のとおり

4　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

二十四時間

一部、午前十時から午後七時まで

七　届出年月日

令和八年十月十三日

（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第十六項の規定により、深野南地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和八年十月二十七日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二　縦覧の期間

令和八年十月二十八日から

同　年十一月十六日まで（二十日間）

三　縦覧の場所

南相馬市役所

（農村計画課）

福島県告示第六百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十月二十七日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　保安林の所在場所

相馬市磯部字大浜三八の一、三八の二、三八の五、三八の六、三九の七、四一の四、四二の一、四三から四五まで、四六の一、四六の二、四七、四八、四九の二、五〇、五一の四、五一の五、五三の一、五三の四、五四の一、五四の二、五六の一、五六の二、五七の一、五八、六〇から六三まで、六四の一、六四の二、六五の一、六五の二、六七の一から六七の三まで、六九の一から六九の三まで、七一の一、七一の二、七一の四、七一の六、七二の一から七二の四まで、八五の三、八五の四、八九の五から八九の七まで、九二の四、九二の五、一一〇の四、一四三の四、一四三の五、一四四の二、一四四の六、一四四の七、一四五の五、一五二の二、一五三の二、一五四、一五五、一五六の一、一五六の三、一五六の四、一五七の一から一五七の三まで、一五七の六、一五八の一、一五九、一六一の一、一六一の三、一六五、一七二から一七六まで、一七八、一七九の一、一八〇、一八五の一、一八五の二、一八六、一八七、一九三、三三四から三四〇まで、字芹谷地三六九の四、三六九の六から三六九の九まで、三七〇の六から三七〇の一二まで、三七一の一一、三七一の一二、三八六の一二、三八八の三、三九五の一五、三九六の七、三九六の八、三九六の二三から三九六の二六まで、三九七の四、三九七の六、三九七の一一、三九九の九九、四〇三の二四、四〇五の六、四〇五の七、七一九から七二七まで、字大洲一七の四六、五九の二、五九の三、六〇、六一、字大迎一〇八六の三、一〇八六の五、一〇八六の八、一〇八六の九、一〇八七の二、一〇八八の三から一〇八八の五まで、一〇八九の二、一〇九〇の一、一一〇一の一、一一〇一の四、一一一一、柏崎字北家野一三八の三、一三九の一、三〇三の七、三〇六から三〇八まで

二　指定の目的

潮害の防備

三　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

㈠　主伐は、択伐による。

㈡　主伐として伐採をすることができる立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈢　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第六百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和八年十月二十七日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市上名倉字大石前二四の八、三五の四、三七の六、三八の一、三八の三、三八の四、四〇の一、四〇の四、四四の三、四六の三、四六の一二、四六の一三、四七の一、四七の七、四七の八、四八の七、四八の一〇、四八の一一、五二の二

2　保安林として指定された目的

水害の防備

3　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市上名倉字室石原一の一

2　保安林として指定された目的

水害の防備

3　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市上名倉字大石前九の七、九の一五、一三の一

2　保安林として指定された目的

水害の防備

3　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市上名倉字大松二の三、二の一一、二の一五、二の一八、二の一九、二の二一、二の二四、二の二五

2　保安林として指定された目的

水害の防備

3　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

五　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市桜本字下川原四の一、四の四、字前川原一〇の四、二一、二二の一

2　保安林として指定された目的

水害の防備

3　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

六　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市桜本字前川原二六の一

2　保安林として指定された目的

水害の防備

3　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

七　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市桜本字田尻三一、三四

2　保安林として指定された目的

水害の防備

3　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

八

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市桜本字西蟹田一八の一

2　保安林として指定された目的

水害の防備

3　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

九

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市庄野字北日ノ倉八〇の一、八〇の四

2　保安林として指定された目的

水害の防備

3　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

十

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市庄野字日ノ倉二三の三

2　保安林として指定された目的

水害の防備

3　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第六百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和八年十月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十七日

福島県知事　内　堀　雅　雄

路線名	区間	変更前 変更後 の別	延長（メートル）
一般国道四〇〇号	大沼郡昭和村大字下中津川字町裏一七九番二地先から同郡同村大字下中津川字町七九〇番一地先まで	変更前	七・九～一一・〇
		変更後	七九・〇～一四・一

（道路計画課）

福島県告示第六百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和八年十月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十七日

福島県知事　内堀雅雄

一　道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
一般国道	二五二号	会津若松市七日町三番四四地先から 同　市七日町一番二一地先まで

二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由
通学路の安全確保のため。

四　占用の制限の開始の期日　令和八年十月三十日

（道路計画課）

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
再生紙を使用しています。　【定価　１箇月 3,560円】
発行者　福　島　県
印刷所　株式会社 第 一 印 刷